



国民民主党が実現した政策

ガソリン代・電気代の値下げ

2022年にガソリン代値下げ、2023年に電気代値下げを実現

ガソリン35円/L、電気代約3万円/年 値下げ

2021年衆院選で 「給料が上がる経済」の実現を公約

2024年春闘で33年ぶりとなる5.10%※の賃上げを実現。

最低賃金も全国で50円以上引き上げられる見込み。

※連合の第7回(最終)回答集計結果

孤独・孤立対策推進法成立

内閣に孤独・孤立担当大臣が設置され、

2023年には国民民主党案とほぼ同内容の孤独・孤立対策推進法が成立。

カスハラ対策前進

東京都で全国で初めてカスハラ防止条例が制定されたり、
政府が法整備の検討を始めたりするなど、カスハラ対策が前進。

そのほかの主な実績

- 児童手当大幅拡充
- 障害児福祉の所得制限撤廃
- セキュリティ・クリアランス実現
- 自動車の補助金継続
- ヤングケアラー支援法成立



「手取りを増やし、インフレに勝つ。」

大手では5%を超える高水準の賃上げが実現し、

長く続いた賃金デフレの悪循環から抜け出せる兆しが、ようやく見えてきました。

国の税収も過去最高を更新し、円安で外為特会などの税外収入も増えています。

その一方で、「給料が上がったけど、税金や社会保険料が高くなつて、結局手取りが増えない」という声も数多く寄せられています。

政治の役割は「国のふとこうる」を豊かにすることではなく、「国民のふとこうる」を豊かにすることです。

この春の賃上げを非正規雇用や中小企業にも広げ、持続的なものにするためには、手取りを増やして消費を拡大し、売上を増やすことでさらなる賃上げにつなげるという好循環が何より重要です。

しかし、賃上げしても手取りが増えない現状は、

消費拡大につながる鎖（ぐさり）が切れた状態です。

そこで国民民主党は、賃上げやインフレ、円安で増えた国の税収を減税や社会保険料の軽減、生活費の引き下げで国民のみなさんに還元し、手取りを増やします。

まじめに働けば、給料が上がる。

そんな社会の実現のために、国民民主党はこれからも前進していきます。



国民民主党 代表 玉木雄一郎

家計支援

- トリガーラインの凍結解除、二重課税廃止による



- ガソリン代値下げ
- 再エネ賦課金の徴収停止による



- 電気代値下げ

減税

社会保険料の軽減

家計・子育て支援

みんなの手取りを増やす

減税



- 消費税を実質賃金が持続的にプラスになるまで一律5%に減税、インボイス廃止

- 所得税減税

「103万円の壁」

- 年少扶養控除を復活
基礎控除等を

※1995年からの最低賃金の上昇率1.73倍に基づく
103万円→178万円に拡大※

社会
保険料

- 社会保険料の軽減
- 負担能力に応じた窓口負担
- 公費投入増による後期高齢者医療制度に関する現役世代の負担軽減

- 子ども・子育て支援
- 高校までの教育無償化
- 給食費と修学旅行費を全国一律無償化
- 所得制限撤廃
- 奨学金債務の負担軽減（教員等は全額免除）



その他にも…

- 年収の壁対策
- 基礎年金の最低保障機能強化



- 就職氷河期対策

- 基礎年金の最低保障機能強化



1



給料・年金が
上がる経済を実現

- ①『令和の所得倍増計画』
で消費と投資を拡大、
持続的な賃上げを実現
- ②年金アップを実現

2



自分の国は
自分で守る

- ①災害対応を強化
- ②総合安全保障に
万全を期す
- ③主権を守りぬく

3



人づくりこそ、
国づくり

- ①「人への投資」倍増
- ②若者減税
就職氷河期対策
- ③働き方改革・医療改革

4



正直な政治をつらぬく

- ①政治資金抜本改革
- ②令和の政治改革を断行





給料・年金が 上がる経済を実現



①「令和の所得倍増計画」で 消費と投資を拡大、 持続的な賃上げを実現

- 減税、社会保険料の軽減、生活費引き下げで消費を拡大

基礎控除等を103万円→178万円に拡大*

*1995年からの最低賃金の上昇率1.73倍に基づく

- 年少扶養控除を復活

- 成長分野への投資減税

(半導体、蓄電池、AI、Web3.0等)、
暗号資産への申告分離課税導入

(税率最大55%→一律20%)等で投資を拡大

- 「中小企業・非正規賃上げ応援10策」

価格転嫁の徹底、賃上げ減税拡充、
介護・保育等の処遇改善、

- 「年収の壁」対策

価格転嫁 の徹底

賃上げ減税拡充

介護・保育等の 処遇改善

「年収の壁」 対策



②年金アップを 実現

- 年金額に連動する賃上げに全力
(給料が上がれば年金も上がる)

- 最低保障機能強化による
安心の年金制度



私たち国民民主党は、
「給料・年金が上がる経済」を
実現していきます。

日本の最大の課題は、長年、給料が上がっていないことです。
給料が上がらなければ年金も増えません。

給料が上がる経済を実現するためには「消費」の拡大が不可欠です。そのために国民民主党は「手取りを増やす」政策を実施します。消費税や所得税の減税、社会保険料の軽減、ガソリン代や電気代など生活費の引き下げで、皆さんの手取りを増やします。同時に投資減税などにより、「投資」の拡大も図ります。

国ではなく、「国民のふところ」を豊かにすることこそが、政治の役割です。



安心の年金制度

最低保障機能強化による
安心の年金制度

年金額に連動する賃上げに全力
(給料が上がれば年金も上がる)

年金アップを
実現





自分の国は 自分で守る



① 災害対応を強化

- 南海トラフ地震や首都直下型地震等への防災・減災対策強化（避難所となる体育館等の空調整備等）
- 災害や感染症まん延時に給付金を申請不要で即振込可能に（「命の口座」）

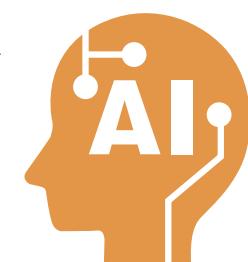


② 総合安全保障に 万全を期す

- 原子力発電所の建て替え・新增設により、輸入に頼らない安価で安定的なエネルギーを確保、同時に火力発電の高効率化による現実的なカーボン・ニュートラルの推進
- 食料自給率50%実現に向け「食料安全保障基礎支払」を導入
- 工エネルギー、食料、医薬品、半導体等の国内調達を拡充

③ 主権を守りぬく

- 防衛産業の育成・強化、能動的サイバー防御の年内法制化
- 防衛施設周辺以外も対象とした「外国人土地取得規制法」の制定



私たち国民民主党は、「**自分の国は自分で守る**」ことを政策の柱に訴えています。

国民と国土を守り抜くため、様々な危機に対処する必要があります。多発する自然災害への対応を強化するため、デジタル技術の利活用、インフラ整備を行います。

エネルギー、食料、医薬品、半導体などの国内調達を拡充します。安全保障の観点から、外国人による土地取得を規制する法律を制定します。





人づくりこそ、 国づくり

①「人への投資」倍増

- 年5兆円程度の「教育国債」を発行して子育て予算と教育・科学技術予算を倍増
- 3歳からの義務教育化で幼児教育の質を向上
- 高校までの授業料完全無償化、給食代・修学旅行費等の無償化
- 子育て・教育、奨学金に関する所得制限の撤廃



教育国債の
発行

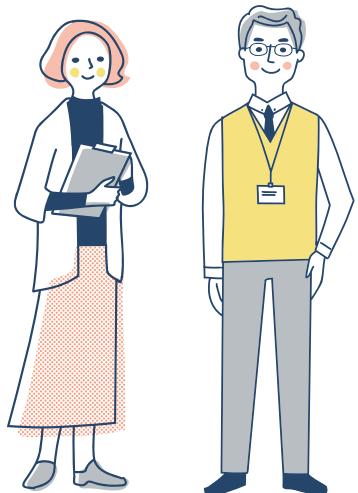
②若者減税

- 働く若者の所得税・住民税減免、奨学金債務の負担軽減（教員等は全額免除）
- 所得税の「塾代等控除」創設



③働き方改革・ 医療改革

- 家庭と仕事の両立、勉強等の時間を確保する「可処分時間確保法」制定
- ひとり一人に寄り添うダブルケアラー対策、ビジネスケアラー対策、就職氷河期対策の推進、尊厳死の法制化を含めた終末期医療の見直し
- カスタマーハラスメント対策法制化



私たち国民民主党は、「人づくりこそ、国づくり」を掲げ、人を大切にする社会をめざしています。

資源のない日本において、この国の未来は全て人にはかかっています。人への投資を惜しみなく行うことで、経済的な不安を取り除き、「誰もが望めば結婚できる。子どもを持つ「そんな社会を取り戻さなければなりません。

そのためにも、子育て・教育にかかるあらゆる費用は無償化し、所得制限も撤廃します。あわせて、未だを担う若者が希望を持てるよう、若者の所得税・住民税の減免、奨学金の返済免除を行います。





正直な政治を つらぬく

① 政治資金抜本改革

- 裏金や「非公開・非課税のお金」を許さない
政治資金規正法再改正、
旧文通費全面公開、
政策活動費廃止
- 政治資金を監視する
「第三者機関」を来年
3月までに設置



- 1 脱税できる
- 2 使途を隠せる
- 3 逃げ切れる
- 4 選挙に“裏金”を注ぎ込める
- 5 不正を隠せる



自民党の裏金問題は、
民主主義の根幹を
揺るがす大問題です。

私たち国民民主党は、「対決より解決」の姿勢で政治を行ってきましたが、不正を容認することはできません。政治への信頼をなくし、政策を前に進めることができなくなってしまっているのが現状です。

国民民主党は、裏金や「非公開かつ非課税」のお金を絶対に許しません。政治資金規正法の再改正、旧文通費の全面公開や政策活動費の廃止など、「自民党の国会議員だけがふところを潤す」そんな国民感覚からかけ離れた今の政治の現状を変えていきます。



被選挙権



- 大規模災害などの緊急事態に
国会機能を維持するための憲法改正
- インターネット投票導入、被選挙権
年齢18歳に引き下げ
- 衆参の選挙制度改革、政党法制定、
国会改革等
- 令和の政治改革
を断行



国民民主党が提唱する 政策の4本柱

各政策



「給料・年金が上がる経済」を実現

1 上げるべきは物価ではなく給料です。1996年をピークに長期的に下がり続けている実質賃金を上昇に転じさせ、「令和の好循環」をつくります。名目賃金上昇率が一定水準(物価上昇率+2%)(当面の間4%)に達するまで、積極財政等と金融緩和による「高圧経済」によって為替、物価を適切に安定させ、経済低迷の原因である賃金(デフレから脱却します。それまでの間、増税や社会保険料アップ、給付削減などによる家計負担増は行いません。「大規模、長期、計画的」な産業政策と、消費力を高める

世帯前提の議論を止め、第3号被保険者や配偶者控除の見直しを進めます。また、個人単位を前提とした議論を行います。

推計を踏まえ、法人課税、金融課税、富裕層課税も含め、財政の持続可能性を高めます。所得再分配機能回復の観点から、金融所得課税の強化を行います。高所得

2 「自分の国は自分で守る」



自分の国は自分で守ります。新たな感染症、気候変動による自然災害や食料危機、厳しさを増す国際環境など、様々な危機を「想定外」とするごとなく、経済、エネルギー、食料、防衛等を含めた広義の安全保障政策に万全を期し、国民と国土を守り抜きます。国民生活や産業に必要な物資が過度な外国依存とならないよう、「総合的経済安全保障法案」の成立をめざします。

温暖化による水害多発時代を踏まえ、ダムなど施設だけに頼らない、土地利用配慮や森林保全、避難態勢つくりを含む「流域治水」を国・自治体・企業・住民等が連携して進めるときに、生物多様性を埋め込んだグリーンインフラを増やす国土柔軟化政策を進めます。

2 発災時の迅速な対応

(1) プッシュ型支援

「命の印」を登録し、災害や感染症まん延時などの際、必要な手当や給付金が申請不要で迅速かつ自動的に振り込まれる「プッシュ型支援」を実現します。

(2) 道路、河川、港湾、鉄道等の復旧

降雨のパターンが変化している中、道路や河川(水門・インフラ等)、港湾、鉄道等の復旧については、確実にこれをを行い、被災時には單に元に戻す原形復旧を行うだけでなく、事前防災や再度災害防止の観点を入れたものとします。また、道路などについて新たにミッショングリンク(寸断)が生じることがないようになります。とりわけ、近年多発する河川の氾濫に対処するため、重点的に河床掘削や河道掘削、しゅんせつを行います。また、鉄道等の復旧についても公共交通の一翼を担っていることに鑑み、民間任せではなく、国の災害復旧事業としてしっかりと後押しをします。

(3) 被災者生活空間の迅速な確保

大震災等発災時には、旅館・ホテルなどの民間施設を借り上げた際の避難期間等を弾力的に運用します。みな仮設住宅の充分な確保(広域での空き家住宅・賃貸住宅の借り上げ等による住宅確保)をより迅速に実施します。

(4) 災害復旧・復興支援税制の創設

被災地支援のボランティア活動を促進するため、自己負担分について税額控除を可能にします。また、近年、大きな災害が多発していることを踏まえ、生活再建をめざす被災者の税負担をできる限り減免するため、「災害損失控除」を創設します。

(5) 地域防災力の強化

地域防災や広報を担う消防団員、自生防災組織の処遇改善、防災資機材の整備を推進します。

(6) 被災地の復興

復興の加速のため、「災害用慰金支給法改正案」、「東日本大震災復興特区法改正案」、「土地等処分印滑化法案」、支援金の要件緩和や増額を行つ「被災者生地の「コミュニケーション」、産業などの復興を支援します。また、被災家屋の公費解体の手続きの簡素化と迅速な対応をめざします。

3 「総合的な経済安全保障政策」の強化

食料、エネルギー、医薬品、医療機器、人材、文化等を含む「総合的な経済安全保障」政策を推進します。政府一體となりた戦略を策定し、日本の課題を解決を取り組みます。

得者層は金融資産から所得を得ている割合が多く、所得税負担率は1億円超から急激に下がっています。一般的の家庭が少しでも余裕を実感できるようにする一方、富裕層には応分の負担を求め、そのお金を社会に還元します。NISA等の非課税制度の拡充により、家計の金融資産形成を応援します。

点検し、円滑な維持管理、老朽インフラの計画的更新を進め、安全性・防災性と効率の向上を実現します。また、激甚化する自然災害に対する「災害」合意に早急に取り組みます。

(2) 防災インフラ整備

防災士等の防災人材育成、防災拠点となる施設のインフラ等の悉皆調査を国が関与し大規模計画的に行い、防災・減災に万全を期します。消防団等の既存組織との連携、非常用電源設備や公衆無線LAN設置、防災衛星電話設置等を進めます。防災士等の防災人材育成に努め、國主導で防災士の活用場面などのガイドラインを策定し、周知します。

また、災害等への対応を強化するた

め、衛星データやドローン技術を活用した各種情報やデータを自治体と早期に共有し、災害対応に活用できるよう取り組むとともに、被害が起きてからのみならず、予防的な施策にも積極的に取り組みます。企業や自治体などの事業継続計画の策定支援、帰宅困難者対策などを進めます。地区防災計画や個別避難計画に基づく規制区域の指定等による災害発生の予防に努めます。

(3) 災害時の「デマ情報対策」

災害においてSNS上で発生するデマ情報への対策に取り組みます。過去の災害でも発生したインフレッシュヨン稼ぎの「デマ情報に対しても法整備も含め対策を取り組みます。

(4) 热中症対策

公共施設、商業施設等の「クーリングシエルター」の指定促進と周知、熱中症警戒アラートのわかりやすい発信と高齢者等への周知、登下校や部活動等での予防対策を徹底します。

(5) 都市型災害ケースマネジメントの構築

タワーマンションの集積、大規模な地下鉄網、希薄な地域の繋がりなど大都市固有の課題に対しても対策を

進めます。

(6) 水道・下水道管の耐震化

南海トラフ地震の被害が想定される中、耐久年数超の配管や未耐震化配管がある現状から、国の予算で上下水道管の耐震化を進めます。漏水による無駄や耐震化設備での利用者負担を軽減することで水道料金値上げも抑制できます。

(7) 国土柔軟化政策

「科学技術への投資」を行い、東北発・国際的科学研究都市として世界をリードしていきます。次世代の科学技術・産業・雇用・地域振興の土台づくりとするため、国際リニアコライダー(ILL)の早期誘致をめざします。

(7) 東京電力福島第一原子力発電所への対応

福島の復興・再生は今後とも最重要課題であり、「復興と廃炉の両立」に向け、東京電力福島第一原子力発電所の海洋放出については、安全性確保や着実な廃炉、風評被害対策、適切な賠償等を進めるため、あらゆる政策手段を投入します。また、ALPS処理水の海洋放出については、安全性確保や風評払拭に向け必要な対策を進めます。こうした取り組みを通じ、被災地の復興と産業発展に向けて、東日本大地震によって残された多くの課題に全力で取り組みます。

(8) 地域の供給網による復興

チエーン(供給網)によって富の海外流出を防ぎながら国と地方を守る「給料が上がる経済システム」を構築します。A-Iや次世代通信規格6G、ドローン、半導体や量子技術などは軍事転用可能な技術であることから、これらの技術の流出や、外国資本による技術保有企業(中小・中堅企業を含む)の買収を的確に把握、規制するため、必要な法整備を進めます。

(9) 国土柔軟化政策

講じます。

6 災害対応の強化

災害等への対応力を強化するため、防災拠点となる学校等の公共施設への工アコム、自家発電機・蓄電池、防災無線等の整備を行います。また、各の対応のみならず、予防的な施策にも積極的に取り組みます。衛星インターネットの利活用を含め、防災DXを積極的に進めます。

(7) ミッシングリンクの解消とリダンダントな(冗長性のある)物流網の整備

大規模災害時に物流・人流がスムーズに行われ避難や被災地支援が迅速に行われるよう、高規格道路のミツシングリンク解消や高速道路の二車線区間の解消、災害時に高速道路の二車線区間の解消、災害時に高速道路の代替となるリダンダントな(冗長性のある)国道網の高規格化を促進します。

(8) 水道・下水道管の耐震化

南海トラフ地震の被害が想定される中、耐久年数超の配管や未耐震化配管がある現状から、国の予算で上下水道管の耐震化を進めます。漏水による無駄や耐震化設備での利用者負担を軽減することで水道料金値上げも抑制できます。

(9) 国土柔軟化政策

安定供給の観点からは、供給不安に陥っている医薬品等について増産に向けた支援を行います。また、不採算に陥ることのない価格下支え制度、

急激な物価高騰に対応できる制度を構築します。終わりの見えない供給不安に終止符を打つために、医療機関と医薬品卸売業の取引における商慣行を変革すべく医薬品流通改善を促進します。医薬品メーカーの生産・在庫・出荷状況等を一元管理するデータベースを構築します。

②イノベーション創出環境の整備
優れた医薬品や医療機器を世界に先駆けて生み出すために、「社会課題（公的医療介護費、生産性損失）の解決につながるイノベーション」や「世界に先駆けて生み出されたイノベーション」、「医療の質の向上や医療の効率化に資するイノベーション」を積極的に評価します。また、世界をリードするイノベーションの多くがベンチャーやアカデミアから生み出されていることを踏まえ、世界中から投資、技術、人材を呼び込み、かつ多様な人材が力を發揮する雇用の場として機能する創薬エコシステム。イノベーション拠点を構築します。また、研究開発現場は、モダリティ（治療手段）の多様化、A-IやAI技術の進展に伴い複雑化・高度化しております。多様な患者一人一人に応え、世界に先駆けてイノベーションを生み出します。

いた故郷に帰農する場合、年最大250万円を給付する制度（「夫婦ふるさと帰農支援給付金」）を創設します。「農業次世代人材投資事業」を充実・強化し、農業後継者の就農を強化しつつ、過疎地の活性化を図ります。

■飼料の国産化
畜産用飼料の大部分を海外に依存し、国際需給に左右される現況を改善し、安定的な供給を図るため、飼料の国産化を推進します。

■地域資源のフル活用
戦後に造林した木材の多くが伐採期を迎えており、国産材の供給余力は増加している一方、未だ国産材利用率が低いのが現状です。農業用ハウスや畜舎、木質サッシの推進を含め住宅、公共建築物等への木材利用を加速させ、森林資源の有効活用により持続可能で地球温暖化防止に寄与する林業に転換し、国内林業を活性化させます。また、国民の約3割以上が罹患しているスギ花粉症の対策強化を図るため、スギ人工林の伐採・利用・植え替えの促進、花粉の少な

い苗木の生産拡大、花粉飛散抑制技術の開発をさらに進めます。

■持続可能な水産業の発展
水産業を取り巻く環境は依然として厳しく、漁獲量の減少・海洋環境の変化・就業者の高齢化・担い手不足等が深刻です。一方で水産業の持続的な発展は、海洋国日本の安全保障上も極めて重要です。再生の為には、漁業者の収益性の向上が不可欠です。漁業経営の安定化、漁村の維持競争力強化、養殖業の支援強化、漁業施設の整備、漁港機能増進等に取り組みます。また、水産業に携わる労働環境改善のため、必要な法改正を行います。

■林業の活性化・花粉症対策
戦後に造林した木材の多くが伐採期を迎えており、国産材の供給余力は増加している一方、未だ国産材利用率が低いのが現状です。農業用ハウスや畜舎、木質サッシの推進を含め住宅、公共建築物等への木材利用を加速させ、森林資源の有効活用により持続可能で地球温暖化防止に寄与する林業に転換し、国内林業を活性化させます。また、国民の約3割以上が罹患しているスギ花粉症の対策強化を図るため、スギ人工林の伐採・利用・植え替えの促進、花粉の少な

出するために、各種法規制が適正に機能しつつも、ボトルネックとなることのないよう、ハーモナイゼーションをさらに推進します。

質の高い効率的な医療の提供・医薬品や医療機器の研究開発の効率化を図るために、健康医療データの利活用は不可欠であり、「仮名加工医療情報」の一次利用にかかる法整備や、臨床試験等に活用しうるデータの標準化と信頼性確保などを推進します。

フェムテック（女性の健康課題をテクノロジーで解決する製品やサービス）関連医療機器や医薬部外品の届出、認証が円滑に行われるよう改善します。

③主体的・戦略的な経済外交
日本の「モノ」「サービス」を海外に広める取り組みを徹底して行います。特に鉄道や発電所、上下水道など、日本が誇るインフラ設備の輸出も官民共同で行い、日本の産業の振興と世界への貢献を両立させる取り組みを行います。また、対日投資促進やインバウンド需要拡大をめざし、外因法協定については、自由貿易の重要性を踏まえつつ、自動車や農業分野など、日本の国益を守ることを最優先に位置付け、主体的・戦略的な経済外交を推進します。

④セキュリティ・クリアランス
日本の「モノ」「サービス」を海外に広める取り組みを徹底して行います。特に鉄道や発電所、上下水道など、日本が誇るインフラ設備の輸出も官民共同で行い、日本の産業の振興と世界への貢献を両立させる取り組みを行います。また、対日投資促進やインバウンド需要拡大をめざし、外因法協定については、自由貿易の重要性を踏まえつつ、自動車や農業分野など、日本の国益を守ることを最優先に位置付け、主体的・戦略的な経済外交を推進します。

国や自治体などの公的機関や企業、大学などの民間機関における「セキュリティ・クリアランス（身元確認制度）を強化します。

①農林水産業を守る
■食料安全保障基礎支払の創設
世界的な食料危機や気候変動への対応を広義の安全保障として位置付けるとともに、国土、水源、自然環境の保全など、農業の公共的・環境的役割を重視した農政を開拓します。防災・水源涵養、自然環境の保全など農業・農地の多面的機能を重視した農政に転換します。農村の維持・活性化に重点を置きます。主要農産物、食料との自給率目標を定める「食料自給率基本計画」を策定し、食料自給率50%を実現します。

■兼業農家支援
これまで国の支援対象から外されてきた兼業農家や「半農半X」※を多様な農業人材として位置付け、地域の実態を踏まえて国による支援の対象緩和します。

■水田活用直接支払交付金の要件見直し
水田活用直接支払交付金の「5年に一度の水張り」要件については離農と耕作放棄地が増える原因となり、地域に根差した「農」を支える人が権利を行います。

■水田活用直接支払交付金の要件見直し
水田活用直接支払交付金の「5年に一度の水張り」要件については離農と耕作放棄地が増える原因となり、地域に根差した「農」を支える人が権利を行います。

鳥獣被害対策、都市農業支援に取り組みます。種子法を復活させます。JAの准組合員規制には反対であり、地域に根差した「農」を支える人が権利を行います。

■水田活用直接支払交付金の要件見直し
水田活用直接支払交付金の「5年に一度の水張り」要件については離農と耕作放棄地が増える原因となり、地域に根差した「農」を支える人が権利を行います。

を規制するため、「心理的支配利用罪」新設法案の成立をめざします。

■空き家対策を含む住宅政策

所有者不明土地の利活用制度を拡充します。スタートアップ企業や地域貢献が期待できる事業用に利活用であります。空き家の有効利活用を図るとともに、空き家取り壊し等地域の住環境整備事業のための財源確保特別地方債を創設します。土地家屋調査士・行政書士・司法書士等の関連事業と行政による対策プラットフォームを法制化します。

「中古住宅高付加価値化法(仮称)」を制定します。建物状況調査(インスペクション)の普及支援など既存住宅の資産価値が適切に評価される体制をつくるなど不動産流通システムの透明化を進めることで、中古住宅の流通合理化・市場活性化を図ります。

団地の世代循環、高齢者向け住宅の供給拡大を進めます。既存住宅の断熱改修の促進を含む省エネ化、住宅バリアフリー化、耐震化を進めます。また、居住支援制度を充実し、高齢者や子育て世帯が安心安全な住まいを確保できるよう、住宅政策と福祉政策の連携強化を図ります。

■相続登記の申請義務化

相続手続きの申請義務の周知・相談

体制の対応強化を図ります。

4 カーボン・ニュートラルの推進

2050年カーボン・ニュートラル社会の実現や「パリ協定」の推進に向け、徹底した省エネルギーと、電源の低・脱炭素化や電化の推進、運輸部門における電動車の普及促進(インフラ整備を含む)、蓄電池やCO₂フリーアの水素・合成燃料(バイオジエット・e-fuel等)の開発・生産支援を行なうなど、革新的なイノベーションとその社会実装を通じた大幅なCO₂削減をめざします。

(2) エネルギー安全保障

ロシアのウクライナ侵略や中東における紛争等により、我が国のエネルギー安全保障の確保が危惧される中、資源の少ない日本にとって、エネルギー自給率の向上などエネルギーを安全・安定・安価に確保することは極めて重要な課題です。電力システム改革は、①安定供給の確保、②電気料金の最大限の抑制、③需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大を目的に開始されました。しかし、電力需給ひつ迫や新電力の撤退・倒産が相次ぐなど課題が顕在化しています。2016年4月に開始した電力小売自由化は、いまだ規制料金が残されていることからも、全面自由化が

国民や経済・社会にとって真に有益な施策となつてゐるかの検証が必要です。こうしたことから、エネルギー安定供給の要である火力発電の高効率化、低炭素化、炭素貯留(CCUS)を促進しつつ、再生可能エネルギーや原子力など他国依存度の低い電源を積極的に活用していきます。また、安定供給や災害等への迅速な対応を念頭に置き、電力システム改革を検討し、必要な見直しを行います。

(3) 分散型エネルギー社会

S+Eを大前提に、共生・自立・分散型のエネルギーネットワークを構築し、再生可能エネルギーを中心としたマイクログリッドを含む自立・分散型エネルギー社会の構築を実現します。特に洋上風力、地熱の活用に注力するとともに、ジオエンジニアリングに取り組みます。地熱・中小水力・バイオマス・太陽光・風力等の各地域資源の有効活用や地域のエネルギー関連産業の発展等を通じて地方の可能性を引き出します。再エネ賦課金が増大し、国民に大きな負担となっていることから、再エネ賦課金制度のあり方を検証し必要な見直しを行います。2030年代には電源構成比で再エネ比率が40%以上となるよう自治体等の関係者の合意を得つつ着実な取り組みを進めます。蓄電技術の開発向上や資源の安定確保に取り組み、将来的には蓄電システムを併設した太陽光発電システムによる電力コストを大幅に低減し得る自家消費型電源システムの普及促進を図ります。

意を得つつ着実な取り組みを進めます。蓄電技術の開発向上や資源の安定確保に取り組み、将来的には蓄電システムによる電力コストを大幅に低減し得る自家消費型電源システムの普及促進を図ります。

(4) 原子力政策

脱炭素化を求める世界的な流れが加速する中、原子力は発電時にCO₂を排出しないという観点から、カーボン・ニュートラルに大きく寄与します。加えて、エネルギー価格高騰が叫ばれる昨今において、原子力は資源価格の影響を受けにくく、出力が安定的であるという観点から、エネルギー安全保障にも大きく寄与します。以上のことから、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、安全確保を最優先として、原子力を我が国の電力供給基盤における重要な選択肢と位置付け、当面の間は次の考え方に基づき原子力エネルギーを利用します。①40年運転限制を基本としつつ、科学的・技術的根拠に基づいた運転制限を厳格に適用する。②法令に基づく安全基準を満たしたうえで避難計画を作成し、地元同意を得た原子力発電所は早期稼働させる。③カーボン・ニュートラル社会の実現に向けてあらゆる手段を確保・活用する。

原子力に関する規制機関の審査体制

の充実・強化や審査プロセスの合理化・効率化等を図り、適合性審査の長期化を解消します。データセンターや半導体工場の新規建設による電力需要の大幅増加も見据え、将来に渡る電力の安定供給を実現する必要があります。そのため、次世代軽水炉や小型モジュール炉(SMR)、高速炉・浮体式原子力発電など次世代革新炉の開発・建設(リプレース・新增設を含む)、使用済燃料の処理・処分に関する革新的技術の研究開発、新たな発電・送電・蓄電技術や核融合技術の研究開発等を進め、経済安全保障の確保とカーボン・ニュートラルの両立を支える技術の確立、国内サプライチェーンの確保、国際競争力の強化、人材の維持・向上を図ります。

また、放射性廃棄物の処理や使用済燃料の再処理、原子力施設の廃止措置などのバックエンド対策についても、国において着実な前進を図るとともに、使用済燃料の処理・処分に関する革新的技術の研究開発、原子力発電所など原子力施設への武力攻撃を想定し、自衛隊によるミサイル迎撃態勢や部隊の配備などを可能とする法整備を行います。

5 危機から国民と国土を守る

ロシアによるウクライナ侵略により明するよう求めます。

（1）日米同盟

周辺諸国が核兵器を保有し、その投射手段であるミサイル開発を継続している状況を踏まえると、拡大抑止の実効性確保について具体的に議論していく必要があります。このため、現在行われている「日米拡大抑止協議(EDD·Extended Deterrence Dialogue)」を局長級以上に上げます。とともに、成績について国民に説明するよう求めます。

（2）日米同盟の強化

国に過度に依存し過ぎてゐる日本の防衛体制を見直し、「自分の国は自分で守る」ことを安全保障政策の基本に据え、必要な取り組みを行います。

（3）領域警備

周辺諸国が核兵器を保有し、その投射手段であるミサイル開発を継続している状況を踏まえると、拡大抑止の実効性確保について具体的に議論していく必要があります。このため、現在行われている「日米拡大抑止協議(EDD·Extended Deterrence Dialogue)」を局長級以上に上げます。とともに、成績について国民に説明するよう求めます。

（4）国内の防衛生産・技術基盤の強化

主要な防衛装備を自国生産できる製造基盤の強化や新規参入の促進、研究開発体制の強化や防衛産業の育成・強化を目的とした一定の利益率の確保など防衛産業の活性化に取り組むとともに、防衛産業が抱える様々なリスクを軽減・排除し、装備移転の促進など販路の拡大に取り組みます。

（5）固有の領土

尖閣諸島をはじめ、我が国の領土・領海・領空を守ります。我が国が固有の領土である北方四島と竹島については、粘り強く交渉を続け、解決

日本に過度に依存し過ぎてゐる日本の防衛体制を見直し、「自分の国は自分で守る」ことを安全保障政策の基本に据え、必要な取り組みを行います。

（1）日米同盟

周辺諸国が核兵器を保有し、その投射手段であるミサイル開発を継続している状況を踏まえると、拡大抑止の実効性確保について具体的に議論していく必要があります。このため、現在行われている「日米拡大抑止協議(EDD·Extended Deterrence Dialogue)」を局長級以上に上げます。とともに、成績について国民に説明するよう求めます。

（2）国内の防衛生産・技術基盤の強化

主要な防衛装備を自国生産できる製造基盤の強化や新規参入の促進、研究開発体制の強化や防衛産業の育成・強化を目的とした一定の利益率の確保など防衛産業の活性化に取り組むとともに、防衛産業が抱える様々なリスクを軽減・排除し、装備移転の促進など販路の拡大に取り組みます。

（3）領域警備

周辺諸国が核兵器を保有し、その投射手段であるミサイル開発を継続している状況を踏まえると、拡大抑止の実効性確保について具体的に議論していく必要があります。このため、現在行われている「日米拡大抑止協議(EDD·Extended Deterrence Dialogue)」を局長級以上に上げます。とともに、成績について国民に説明するよう求めます。

（4）能動的サイバー防御

従来領域(陸、海、空)において不十分であった继戦能力の確保や抗堪性の強化を抜本的に見直して整備するほか、防衛技術の進歩、宇宙・サイバー・電磁波などの新たな領域に対処できるよう専守防衛に徹しつつ防衛力を強化するため、必要な防衛費を増額します。

（5）情報委員会

サイバー安全保障を確保するために、我が国においても平時の段階からサイバー攻撃者の動向を探り、対処を行う能動的サイバー防御(アクティブラック・サイバー・ディフェンス)について、能力整備と実施体制の整備を行なうとともに、「サイバー安全保障基本法(仮称)」を年内に制定します。

（6）海上保安庁

情報収集衛星を質・量ともにレベルアップを図るとともに、イギリスのJ-COMなどを参考にしつつ、日本のインテリジェンス能力を高めます。安全保障上の観点から、公共インフラやカーナビ情報等の実情について調査し、所要の対策を講じます。

（7）海上保安庁

海上保安庁の体制を強化し、自衛隊やその他の政府機関との連携を深めます。海上保安庁の任務に領海警備を加える海上保安庁法改正、情報収集・警戒監視活動を明記する自衛隊

「人への投資」を増やした企業を評価する会計制度を導入します。

価格転嫁の促進や公的セクターでの賃上げも行い、公正な対価や賃金を払う社会をめざします。若年層が不合理な低賃金に抑え込まれるような賃金実態を是正します。

人材育成の強化を促進し、日本全体・地域の底力を引き出します。

1 教育国債の発行

「教育国債」で教育・科学技術予算を倍増し、「人づくり」を国の最重点政策として進めます（「人への投資」倍増戦略）。特に、基礎研究振興のための大学運営費交付金を増額し、大学・大学院に研究費や人件費を倍増することで、技術の基礎となる研究力をつけ、新たな商品開発力・品質改善力でのイノベーションを支えます。

教育や人づくりに対する支出は、将

来の成長や税収増につながる投資的経費です。財政法を改正して、これらの支出を公債発行対象経費とする「教育国債」を創設します。毎年5兆円発行し、教育・科学技術予算を年間10兆円規模に倍増させます。

2 教育無償化の実現

すべての子どもが人生の平等なスタートラインに立つため、0～2歳の幼児教育・保育無償化の所得

新しい将来、奨学生の原則無利子化と返済不要の給付型奨学生を中所得世帯に拡大します。卒業生の奨学生債務も減免します。

(2) 奨学金返済免除

公的資金や教育国債を活用して奨学生徳政令をめざします。当面は、専修学校や高等専門学校・大学や大学院等の高等教育の授業料を減免するとともに、既貸与者の奨学生については1人最大150万円まで免除するとともに、返済額を所得控除の対象とします。

さらに、人手不足が深刻な教職員や自衛官等に就業した場合は全額免除します。

また、卒業後就職した法人が奨学生貸与者の返済を支援した際、返済支援額を法人税の控除の対象とします。

(3) 「仕送り控除」制度創設

地方出身学生（進学のために単身、もしくは寮等で生活している学生で、いわゆる自宅生に比べて居住費等の負担が重い者）の仕送り負担軽減のため、年間の仕送り額を所得控除の対象とするような「仕送り控除」制度を創設します。地方出身学生の親の「重負担（「学費」+「仕送り」）」軽減は教育環境格差は正にもつながります。

5 子どもの安全

(1) 通学時の子どもの安全確保

（4）子どもの死亡検証（チャイルド認を義務付け、子どもたちを性被害から守ります。

※日本版D-B-S法：幼稚園や小学校等に就職希望者の性犯罪歴の確認を義務付ける法律

制限を撤廃するとともに、義務教育を3歳からとし、高校までの教育に係る経済的な負担を軽減することは急務です。特別児童扶養手当や育児や子育てにおけるあらゆる施策を完全無償化します。（①0歳児の見期便、②18歳までの医療費無料、③

小中学校給食無料（地産地消や有機食材を推進）、④公共施設入場料無料、⑤第1子からの保育料無料、⑥産後ケア無料、⑦乳幼児育児中の休息支援サービス（レスバイト）無料、⑧障がい児福祉無料、⑨妊婦健診（オプション検査）無料、⑩新生児スクリーニング検査無料、⑪学童保育・おやつ代無料、⑫教材費や修学旅行費等無料。

また、塾代等の民間教育費を税金から控除する「塾代等控除」を創設します。

3 子育て・教育支援策の拡充と所得制限撤廃

児童手当や奨学生など子育て・教育政策の所得制限を撤廃します。

(1) 児童手当の拡充

日本の将来を支える子どもを等しく支援するため、親の年収にかかわらず、第一子、第二子の児童手当を18歳まで一律で月額1万5000円に拡充します。

（2）全ての障がい児福祉に係る所得制限撤廃

子育て・教育支援策の所得制限撤廃などでの子どもの安全を守ります。

(2) エアコンの設置

全ての保育園・幼稚園・小中学校・高校へのエアコン設置（特別室・給食調理室・体育館含む）を国の補助によって実現します。責任を持って体制を整備し、通学路などの子どもの安全を守ります。

(3) 児童虐待防止対策の強化

身体的虐待のみならず、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト等、全ての虐待から子どもたちを守るために多機関連携と伴走施策を進めます。

まずは児童養護施設や一時保護所（児童相談所スタッフの増員とデジタル化、専門職の配置の他、子どもたちを取り巻く環境の整備が必要です。被虐待児の心身のケアと学習支援、虐待、虐待加害者等への生活支援、里親制度の更なる充実も併せて推進します。また、新たに法整備された「日本版D-B-S法」※を着実に実行するとともに、民間事業者にも性犯罪歴の確認を義務付け、子どもたちを性被害から守ります。

※日本版D-B-S法：幼稚園や小中学校等に就職希望者の性犯罪歴の確認を義務付ける法律

の中でも、障がいのある子どもの養育に係る経済的な負担を軽減することとは急務です。特別児童扶養手当や育児や子育てにおけるあらゆる施策を完全無償化します。（①0歳児の見期便、②18歳までの医療費無料、③

家庭の養育費確保問題に取り組むとともに、児童扶養手当の水準を引き上げます。医療費等の所得制限等も撤廃します。

また、ひとり親家庭、特にシングルマザーの所得制限を撤廃します。特別児童扶養手当の水準を引き上げます。

(3) ひとり親家庭に係る所得制限撤廃

ひとり親家庭、特にシングルマザーの所得制限を引き上げます。休日保育や休日学童保育、病児・病後児保育、障がい児や医療的ケア児の保育など多様な保育を充実させます。

(7) 妊娠・出産に係る公費支援

卵子凍結支援など不妊治療への公的支援をさらに拡充します。不妊治療に対する社会的認知を進めます。また、小児、若年性がん治療薬の妊娠性温存法（精子・卵子保存）を保育など多様な保育を充実させます。

(4) 公的給付金への非課税

「公的給付金非課税措置法案」の成立をめざします。出産や子どもの養育、教育などの公的給付等については、給付の効果が減殺されることがないよう所得税を課しません。

(5) 男性の育児参画

男性を含め一定期間の育児休業機会の付与を事業主に義務化します。男女ともに育休中の賃金保障を実質100%とする雇用保険法改正を実現します。父母が互いに育児を支え合つ夫婦協同育児（コペアレンティング）と子育てシェア等を推進します。

また、「育児休業」を「育児参画」に改称し、職場での男性の休みづらさを解消します。

（3）全ての障がい児福祉に係る所得制限撤廃

子育て・教育支援策の所得制限撤廃などでの子どもの安全を守ります。

(2) 児童手当の拡充

児童手当や奨学生など子育て・教育政策の所得制限を撤廃します。

(1) 給付型奨学生の拡充

貸与型奨学生の所得制限を撤廃し、

（4）部活動の地域移行に関する積極的推進に関する各施策

学校と地域が協働・融合した形での地域部活動の環境整備のための支援を行います。

(5) 地域スポーツ振興の支援促進

心身の健康の保持増進を担保する観点から、生涯スポーツを根幹に据えた地域スポーツ体制を推進します。また、スポーツを通じて平和外交に寄与します。

(6) 不登校児童への教育の機会の保障

不登校児童への福祉・医療・家庭への経済的支援を省庁間の隔てなく、児童個々単位での適切な支援を強化します。そのため、子どもを包括支援センターや小学校低学年から可能とする学校型不登校特例校の設置を推進します。また、規則正しい生活を送ることができ、子どもたちがすこやかに成長するため、自立支援学校の拡充をめざします。

(7) ギフトカードなど子どもの能力を伸ばす教育

先天的にギフトカードと呼ばれる特性を有した子どもたちの能力を理解し、専門性を伸ばす教育制度を導入

育児休業者の代替要員確保等の支援を拡充します。

(6) 保育の受け皿の整備・待機児童・待機学童の解消と子どもの安全

待機児童の解消のために、保育園と放課後児童クラブを積極的に増やします。全ての保育士等及び学童保育の職員の賃金を引き上げます。休日保育や休日学童保育、病児・病後児保育など多様な保育を充実させます。

(7) 妊娠・出産に係る公費支援

卵子凍結支援など不妊治療への公的支援をさらに拡充します。不妊治療に対する社会的認知を進めます。また、小児、若年性がん治療薬の妊娠性温存法（精子・卵子保存）を保育など多様な保育を充実させます。

(8) 日本型ネウボラの創設

保健師・医師等による妊娠時から高校卒業までの「伴走型支援」を制度化し、妊娠・出産・子育て期まで保健や子育ての支援が一体となつた切れ目のないサポート体制（ネウボラ）を構築します。子育て世代包括支援センターにおける業務を拡充し、妊娠時から高校卒業まで担当の保健師・医師等に相談ができる体制と組織を構築します。

(9) 貸与型奨学生の拡充

貸与型奨学生の所得制限を撤廃し、

(1) 給付型奨学生の拡充

貸与型奨学生の所得制限を撤廃し、

(2) 給付型奨学生の拡充

貸与型奨学生の所得制限を撤廃し、

(3) 給付型奨学生の拡充

貸与型奨学生の所得制限を撤廃し、

(4) 給付型奨学生の拡充

貸与型奨学生の所得制限を撤廃し、

(5) 給付型奨学生の拡充

貸与型奨学生の所得制限を撤廃し、

(6) 給付型奨学生の拡充

貸与型奨学生の所得制限を撤廃し、

(7) 給付型奨学生の拡充

貸与型奨学生の所得制限を撤廃し、

(8) 給付型奨学生の拡充

貸与型奨学生の所得制限を撤廃し、

(9) 給付型奨学生の拡充

貸与型奨学生の所得制限を撤廃し、

(10) 給付型奨学生の拡充

し、ギフトカードスクールも創設します。インターナショナルスクールを積極的に日本に誘致します。

(8) 発達障がい児に対する適切な施策の推進

どのような子どもであっても学びの機会は保障されるべきで、そのための仕組みや環境作りを推進します。

7人材育成の強化と職業訓練の拡充

研究・開発やものづくりの基盤を支える高度人材の育成を推進します。社会人の学び直し（リカレント教育、フリーランス、ギグワーカーなど）に対応した教育・雇用環境を整備し、雇用労働者だけでなく社会人の学び直し、リスクリソース（教育）を支援します。

(1) 「求職者ベーシック・インカム制度（仮称）」

雇用のセーフティネット機能を高めつつ、成長分野への人材移動と集積を進めるため、職業訓練と生活支援給付を組み合わせた求職者支援制度を拡充した「求職者ベーシック・インカム制度（仮称）」を構築します。また、資格取得等（大型一種、二種免許等）につながる教育訓練給付の更なる拡充、企業内の人材育成を図る若手・中堅の教育プログラム作成への支援をします。

(2) 研究者の育成

禁止します。また、就活生やフリーランスとして働く人に対するセクハラも法律で禁止します。悪質クレームの被害から労働者を守るために「カスタマーハラスメント対策推進法」を制定します。冤罪が起きたらよい対策を講じます。

9 就職氷河期世代支援

就職氷河期世代を中心とした中高年層における将来の年金不安に対応するため、厚生年金の「溯及納付」を可能にします。また、世代間公平とともに最低保障機能を強化した新しい基礎年金制度への移行を検討し、現役世代、将来世代を支えます。東京都によるソーシャルファームを国主導により全国展開します。公務員採用を拡大し、就職氷河期採用凍結による人材の世代不均衡を是正します。現在の求職者支援制度を拡充し、年齢制限のない職業訓練と生活支援給付等の支援を行います。切実な就職氷河期世代の親介護問題に対しても、ビジネススクエア支援策を充実します。対象業務の見直し（厳格化）などについて労働者派遣法の改正を検討します。

10 ジェンダー後進国脱却、多様性社会実現

女性差別撤廃条約選択議定書を批准し、教育、就職、賃金、経営、政治参

任期付き採用が多く、賃金水準も低いため優秀な人材が海外に流出したり研究職を諦めている現状を打開するため、研究者の能力を正当に評価し報酬を支払う仕組みを整備します。

(3) EdTechの推進

人工知能、IOT、VR、生成AI、学習・教育効果の向上、自動化・効率化、価格破壊、市場創出等により、従来の教育の仕組みや産業構造に大きな変革を起こします。

8 働き方改革

(1) 長時間労働の是正

勤務から翌日の勤務まで一定の間隔を空ける「インターバル規制」の義務付け、長時間労働の温床となつてゐる「裁量労働制」の厳格化、労働時間管理の徹底、違法残業など法令違反に対する罰則の強化など、運送業や建設業などの2024年問題に代表される深刻な人材不足を解消するためにも実効性のある規制を設けます。

(2) 年収の壁（130万円の壁等）

の解消と働き方に中立な社会保障制度の構築

持続的な賃上げを実現するうえで

障害となる「年収の壁」の解消をめざします。パート等短時間労働者が就業調整を気にすることなく、本人の意欲に応じて働き年収を増やす

ことができる制度となるよう、期限を決めて制度改革に取り組みます。また、社会保険の適用拡大の企業規模要件の撤廃を進め、働き方に中立的な制度への改革に取り組みます。

(3) 労働者の保護

近年における企業組織の再編の状況等に鑑み、会社分割だけでなく事業譲渡の際にも労働契約や労働協約を新会社に継承できるように「労働契約承継法」の改正をめざします。勤め先が倒産したときの労働債権は他の債権に優先して支払われるよう見直します。また、持株会社等が子会社等の従業員雇用に一定の使用者責任を負うよう企業組織再編における労働者の保護を整備します。

(4) 労働力不足の対策

労働力不足が深刻な「運輸業・建設業」等の現業系職種の賃金を早期に増額し、当面は国による負担制度を構築します。

(5) 育成就労支援

新たに始まる外国人労働者の育成就労制度については安価な労働力の確保策として悪用されないよう、厳格かつ適切な運用を求めます。また、育成就労制度と特定技能制度が一体的な運用となり、日本で働く外国人が特定技能制度2号になると家族帯同で永住できることから、来日する子どもや家族の日本語習得

や学校での学習機会の確保等、国が主体的な対策を講じていくよう取り組みます。

(6) 食事手当の非課税限度額の引き上げ

労働者の健康維持・増進のため、企業による食事補助の充実に向けて、食事手当に関する非課税限度額を6,000円程度に引き上げます。

(7) 病気有給休暇の創設

病気の時に年に年次有給休暇を残していくと、課題を解消し、年次有給休暇の取得を促進するため、年10日の病気有給休暇付与を創設します。

(8) 職業訓練の権利保障

労働市場へ参入後に職業訓練を受ける権利と機会を保障する制度を検討します。

(9) 労働災害防止対策

A1、IOT等の最新技術を活用して、労働災害を未然に防ぐための機器の開発・製造及びそれらを導入する企業への支援を積極的に展開します。安全管理工学を基礎とした安全管理技術の継承制度を創設します。採掘精製・製造等の現場及び職場等の安全衛生対策を目的とする設備投資や支出に対する税制優遇措置を設けます。

(10) ハラスメント対策

パワハラ・セクハラ・マタハラ・SOGIハラ等の職場におけるあらゆるハラスメント行為を法律で

(6) 可処分時間確保法の制定

仕事の両立やリスキリングの時間確保するなど、ケアに携わる人の可処分時間確保法を制定します。

(7) 障がい者・難病患者政策

障がい者・難病患者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送られるよう、「障害者差別解消法」の実効性のある運用をめざします。障がいの有無などにかかわらず、同じ場

でもともに学び、働く「インクルーシブ教育」の環境をつくります。

(4) ヤングケアラー対策

育児や介護、障がいのある兄弟のケアや通訳等を日常的に行っている子ども（ヤングケアラー）の実態調査を定期的に行い、効果的な支援の方法を調査研究とともに、ヤングケアラーの子どもやその家族に対する福祉的・教育的な支援を恒常的に行うための「ヤングケアラー支援法」を制定します。

(5) ダブルケアラー対策

晩婚化・晚産化といった背景から子育てと介護が重なるダブルケアに苦しむ人が増加しており、実態把握のための調査を政府に義務付け、支援を受けた施設を行うよう政府に求め、「ダブルケア支援法」を制定し、ダ

(3) 働く女性の健康サポート強化

ます。法の狭間で苦しむ無戸籍・無国籍問題についても引き続き取り組みます。

(4) 選択的夫婦別姓制度

選択的夫婦別姓制度を導入します。多様な家族のあり方を受け入れる社会をめざします。婚外子差別と

(5) 重度障がい者の自立支援給付

視聴覚障がい者の自己選択と自己決定が実現できる社会環境を整備するため、手話言語法、情報コミュニケーション法を制定します。

きがあり、長時間の研修や研修費用等は受講者に大きな負担が強くなります。そのため、ケアマネジャーの更新研修を廃止します。また、現在の都道府県主体の体制を見直し、全国一律でケアマネジャーの質の確保を図ります。

(18) 介護と仕事の両立支援

介護休業の期間を延長したり、介護休暇を時間単位で取得できるようにするなど、介護する家族の立場に立つて、介護と仕事が両立できる環境を整えます。

(19) 孤独・孤立対策

国による初の実態調査によつて全世代の約4割が孤独であると回答し、中でも最も孤独感が高いのは20～29歳の若者で、失業者・男性単身者・公営住宅居住者も孤独感が高いことが判明しました。「生きる権利」を使用するために、無料のセーフティネットの拡充を進め、相談しやすい体制の整備を図ります。

憲法

は18歳、参議院議員・知事は20歳とするとともに、英国の若者議会の制度も参考にしつつ、若者が政治参画しやすい仕組みをつくります。インターネットを活用して、政策づくり・選挙運動の各場面で一人でも多くの国民が政治に参加している実感の持てる環境をつくります。また、ネット投票を可能にします。男女の候補者数ができる限り均等にするという目標の下、党として女性候補者比率35%目標を実現します。クオータ制の導入をめざします。

立候補から議会活動までを先輩議員などが伴走するメンター制度を導入するとともに、介護や育児の負担を軽減するため、ベビーシッターや支援などのメニューを自由に選べる「フェアリニア方式」を導入します。「子連れ選挙」に係る公選法137条の課題についても引き続き取り組みます。障がい者や高齢者の権利行使としての投票機会確保のため、郵便投票の範囲拡大や投票所のバリアフリー化、点字・音声・手話等による情報提供や合理的配慮としてのチエックによる投票等についての制度改革を取り組みます。

(6) 省庁再編

税と社会保険料の公正な徴収を進めるため、バーチャルな形式も含め「歳入庁」を創設します。統計不正問題の再発防止のため、「統計庁」を創設し、統計作成事務を一元化します。

す。孤独・孤立に対するリテラシー教育とステイグマ(偏見や差別、負のレッテル)対策を推進します。ソーシャルワーカーの養成を推進することで子ども若者民生委員・児童委員の経済的負担を軽減することなどにより、地域で相談や支援活動を行う人材として子ども若者民生委員・デジタルノンポジット等購入のための補助金制度を創設します。

(20) ギャンブル依存症対策

急増するオンラインカジノなどを含むギャンブル依存症対策に取り組みます。



4 「正直な政治」をつらぬく

裏金や「非公開・非課税のお金」を許しません。「令和の政治改革」を断行し、正直な政府をつくります。そのために政黨法の制定や政治資金規正法の改正、公文書の改ざん等に対する罰則の導入等必要な法改正を行います。

(1) 政治資金の透明化

政治とカネの問題に係る国民の不信感を払拭するため、下記5点の政治資金改革を行います。(1)政治資金透明性強化及びDX化、(2)政治資金パーティーの規制強化、(3)議員の厳罰化及び政党交付金の減額・停止、(4)全ての政党における調査研究広報滞在費(旧文書通信交通滞在費)の全面公開と政策活動費の廃止、(5)今年度中の第三者機関の創設。

国会議員JRバスの悪用を防止するため、写真付にするとともにICカード化します。

(2) 公文書改ざん厳罰化

公文書の改ざんや破棄、隠ぺいを行った公務員、不正を指示した政治家や関係者に対する罰則を導入します。行政文書の管理状況を常時監視する独立公文書監視官の設置やブロックチェーン技術による改ざん防止システムなど、公文書管理の抜本改革を行うとともに、情報公開を徹底し、国民の知る権利を保障します。

(3) 選挙制度改革

衆議院については、民意をより正確に議席数に反映させる観点から、比例復活のあり方を含め、これまでの政治改革を検証し、選挙制度を見直します。参議院については、人口減少時代において地方の声をより反映させるために、合区を解消します。あわせて、衆参両院の役割を見直す等、参議院改革協議会の議論を参考に、選挙制度を見直します。衆参の議員定数削減を行います。また、自由で公正な選挙を妨げる行為に対する規制の強化など公職選挙法の改正を行います。

(4) 熟議のための国会改革

与野党が熟議し、多様な意見を反映した法案修正ができるよう、国会の審議のあり方を見直します。また、国会対応をする官僚の過酷な労働環境改善を図り、ブラック霞が関の解消に取り組みます。

(5) 若者と女性の政治参加推進

各級選挙に立候補できる年齢について、衆議院議員、市区町村長、地方議員

を検討していきます。具体的には、首相の解散権の制限、臨時国会の召集期限の明文化、憲法裁判所の設置などの工夫が考えられます。

コロナ禍やロシアによるウクライナ侵略で顕在化した憲法上の課題を解決する観点から、緊急時における行政の権限を統制するための緊急事態条項を創設し、いかなる場合でも、立法府の機能を維持できるようにします。とりわけ、任期満了時に、(1)外国からの武力攻撃、(2)内乱・テロ、(3)大規模災害、(4)感染症の発生などに伴う緊急事態が発生しても、立候補の機能を維持できるようにします。とりわけ、任期満了時に、(1)外国からの武力攻撃、(2)内乱・テロ、(3)大規模災害、(4)感染症の発生などに伴う緊急事態が発生しても、立候補の機能を維持できるようにします。

大規模まん延の緊急事態が発生しても、立候補の機能を維持できるようにします。とりわけ、任期満了時に、(1)外国からの武力攻撃、(2)内乱・テロ、(3)大規模災害、(4)感染症の発生などに伴う緊急事態が発生しても、立候補の機能を維持できるようにします。

ここに表された重要な課題認識は、党派を超えた国会全体による重い意匠表明です。皇室制度の根幹をなす皇位継承の問題を、「主権の存する日本国民の総意に基づく」(憲法1条)として整合性が取れるよう検討を行い、その結果を速やかに国会に報告すること」との附帯決議が付されました。

なお、政府の皇位継承に関する有識者会議が令和3年12月にまとめた報告書における(1)女性皇族が婚姻後も皇室に残る、(2)旧宮家の男系男子が養子縁組などで皇籍復帰するという2案とともに、(3)皇室に属する男系男子を法律により直接皇族とする案も採用し、皇族数の確保及び皇位継承者の確保を進めるべきです。

天皇陛下の退位を実現する特例法(平成29年)の成立にあたっては、「安定的な皇位継承を確保するための諸課題、女性宮家の創設等について、皇族方のご年齢からしても先延ばしすることはできない重要な問題であります。特に人工知能とインターネット技術の融合が進む今、国際社会では個人のスコアリングと差別の問題や、国民の投票行動に不当な影響を及ぼすため、引き続き議論を進めます。

人権分野では、憲法制定時には予測できなかつた時代の変化に対応するため、人権保障のアップデートが必要です。特に人工知能とインターネット技術の融合が進む今、国際社会では個人のスコアリングと差別の問題や、国民の投票行動に不当な影響を及ぼすため、引き続き議論を進めます。おいても個人の自律的な意思決定を保障し、民主主義の基礎を守つていただくため、データ基本権を憲法に位置づけられています。(デジタル時代における保護や子どもの権利保障などにつけても検討を進めます。

統治分野は語数が少なく規律密度が低いため、時の権力による恣意的な解釈・運用を許しやすいという問題があります。だからこそ、国民が求める大切なルールについては明文化し、憲法違反については裁判所による積極的な判断を可能にする仕組み